

已検討を要求される時点にきているのではないかと思うわけである。

これは仮定論議になるわけだが、もしこういう作業の結果として、民間社会福祉の主体性を主張しうるような、そういうなんらかの根拠を生み出すことができたとするならば、その先の公私の社会福祉の関係は、おそらく福祉サービスの利用者にとっての、サービスの選択の自由の原則の貫徹に基づく一種の淘汰作用によって、市民がその存在を認めるものが残るといふ、そのいかたちでの公私の共存形態が、それ自体意味をもつ一つの原則として貫徹することになるようになるだろうと思う。阿部さんが『季刊・社会保障研究』所収の論文で引用しているスウィフトの見解などは、その前提条件として、そのへんの問題が明らかにされたうえで始めて明らかになることではないかと思う。

もちろん国家責任という問題は、その場合にそういうことで成り立つところの公私の社会福祉全体の存在の基

盤を、社会的、国家的に整えるということで明らかにされなければならないので、その点はナショナル・ミニマムにかかわる国家責任に属する課題ではないかと思う。

そういうわけで私自身の結論は、民間社会福祉事業の直接の責任者の方にとっては、あるいは意に反する結論であるかもしれないが、今日の時点における民間社会福祉の積極的な存在の根拠というのは、まだ私自身にとって納得のいくものが生み出されていない。むしろ今日の社会福祉の動きのなかで、その意義は相対的に明らかに低下しつつある。これを切り返す論理というものがまだ見出されているとはいえないということになるわけで、もし私自身そういうものが見出しうる可能性があるとするならば、見出す作業に加わらなければならないということの、実践的な課題としては、私自身に課せられている重要な課題の一つにそれははいってくるかと思うが、やや民間社会福祉の存在についての否定的な結論を引き出さざるをえないのである。

社会福祉における公私問題 (2)

一番ヶ瀬 康子

I 問題の研究視点

社会福祉事業における公私問題の検討の仕方であるが、公私問題について概念的には、あるいは理念的には、日本でもかなり古くから取り上げられていたと思う。たとえば明治31年の留岡幸助の「慈善問題」のなかにもその点についてふれており、「民設事業に十分資本を与え、政府事業に精神あり、学術ある人物に当たらしむる時は、おそらくはめざましき運動を見るにいたるべし」というようないい方や、あるいは大正デモクラシーのころに出た生江孝之の「社会事業綱要」などでも、「公営社会事業は形式的、事務的、物質的、官僚的である。それに対して民営側の先駆的、実践的な展開をすることが望まれるが、現実には順応性が乏しく、知識も戦前と大差なく、精神においても涸渇状態だ。その理由は事業の経営困難にあり、自己の品性を墮落せしめている。この両者を改善しながら、理論的に、全面的に発達せしめることが重要である」というような指摘がなされていたわけである。しかし、そういう理念型だけでとらえても、現実の問題を上から整理するだけに終わって、実際の具体的な矛盾点というものを明らかにすることはできないのではな

いか。むしろそういう実験性とか、先駆性とか、あるいはいろいろのあるべき姿から考えるのではなくて、国民あるいは需要者、あるいは利用者側からの視点で、現実の民間社会事業が、社会福祉政策のなかでどういう位置にあり、また公営社会福祉事業とどのような関係があって存在しているのかということ把握するほうが意義があると思う。

そういう視点に立つ限り、それは歴史的にも、あるいはまた現状把握のうえでも、かなり広い、また深い立場での調査の積上げ、実証的研究が前提に必要だと思うが、とてもそれをする時間、能力ともにならないので、むしろ仮説的な意味でいくつかのポイントを申し上げてみたい。

II 歴史的経過

まず先ほど申したように、公私問題というのは、概念的には明治30年くらいから日本にもすでに存在したわけであるが、それがきびしい現場からの問題として浮かび上がってくるのは、やはり歴史的な経過を経てからであると思う。その点からとらえると、本来、社会福祉政策そのものが、初期の段階においては民営社会福祉事業政策としてあらわれてくると思われるわけで、日本の場

合には大正中期、イギリス、アメリカはそれぞれ見方があると思うが、いずれも20世紀初頭ぐらいにあらわれた動きのなかで、それがいえるのではないと思う。

それはイギリスの1834年の救貧法の限界に対して、ボランティアに出現したいわば慈善活動が、しだいに社会性をもって定型化した段階で、これを言い替えば社会事業に転化した時期に、それがしだいに上に吸収され、あるいは利用され、管理されてくる。そういう状況がみられるわけであるが、そのところからこの問題というのは現実に問題になってくるのであろうと思う。

とりわけ民営社会事業の財政困難、あるいは現実の需要に対する対応の困難が進展するなかで、一方では公営のものがふえてくるとともに、民営のものは、法的にも財政的にも、権力あるいは政府の援助を受ける。その援助を受けることによって、一方で管理され操作されてくる傾向が強くなってくると思われるわけである。

これは日本では具体的には昭和13年の社会事業法の成立、さらに戦後は、社会福祉事業法の成立がメルクマールであると思う。アメリカではニューディールのころの民営と公営の関係、またイギリスでは1920年以後、とりわけ地方自治体からの援助がふえはじめるころからの状況であらうと思う。

一方、官僚統制が以上のような経過のなかで、しだいに強化されるにつれて、現実には弾力性を失ってきて、社会福祉事業自体が福祉需要との間に亀裂を生じ、そこへ運動体的な性格のものが出現する。いわば民営社会事業というものが、両極分解をしていく傾向が生じるのではないだろうかと思うわけである。

たとえばよく公私問題のときに、公式的に使われるグレイの平行棒理論というのは、1869年つまり慈善組織協会のなかでの民間慈善活動の存在意識として説かれたものであるし、またウェッブ夫人の繰出しはしご理論というのは、これは20世紀初頭において、むしろ公営社会事業がしだいに拡大するなかでいわれた理論だったと思う。またスウィフトのものは1934年で、その時期はそれぞれ歴史的な現実との関係で、それらのものが出てきたように思う。

そういう状況に対して、たとえばベバリッジの有名なボランティア・アクションに関する意見は、一方で市民法的な原理に立った公営、私営の財政分離を示したこともさることながら、ベバリッジの最も指摘したかったことの一つは、ボランティア・エージェンシーの問題ではなく、ボランティア・アクションを、むしろ官僚性に対する民主的、批判的な力として位置づける必要を述べた

面であったのではないかと思う。

そういうふうにとらえてくると、たとえばイギリスで1957年に出たルーフの『ボランティア・ソサエティ・アンド・ソーシャルポリシー』という文献における現実の民間社会事業の財政構成の分析等が一つのそれらの証拠となると思う。実際に1924年と1936年に、ある施設の寄付と地方自治体からの給付、それから他からの収入のパーセンテージでの推移では、明らかに地方自治体からの給付が増大をして、寄付が減ってきている。そのなかでボランティアの意味が問われてきつつある点をふれているのである。

それからアメリカにおいても、最近この問題は大きな問題になってきている。1970年の『ソーシャルサービス・レビュー』におけるベックという人の論文において、このことはより明快にとらえられている。ベックという人はヘンリーストリートのセツルメントのワーカーであるが、この人は「ボランティア・ソーシャル・エージェンシー」という論文のなかで、こういうことをいっている。ニューディールのころは当然唱えられていた民間社会事業のいわば先駆性、あるいは実験性——このころはウェッブ夫人の繰出しはしご理論的な発想が、アメリカにおいても非常に支配的であったわけだが、それについて現在再吟味の必要が出てきたということをいっている。再吟味の必要が出てきたその背後にあるのは、経済政策、あるいは経済計画の動向と、それから日々非常に明らかにあらわれてきている各種の社会運動の結果であるということとを指摘している。

ベックはそのなかで、現在ボランティア・エージェンシーといわれているものを三つに類型化して、それについてそれぞれ意見を述べている。三つというのは、一つはクエディ・ノンガバメンタル・エージェンシー、つまり擬似民営、非公営施設というもので、これは近隣関係の保持のためのプログラムの操作施設として、公的に位置づけられ契約によって給付を受け、収支をまかなっている。これは実質的には公営施設である。それから民営施設はプライベート・サービス・エージェンシーとしてとらえているわけで、自らで自治的に理事会をもち、それに専門家が加わって運営をしている。だが、現実にはきわめて封鎖的になってきている。そしてこれが今後どう展開するかは理事会とスタッフの質によって左右されるということを書いていっている。もう一つはトルーリー・ボランティア・アソシエーションというような呼び方でいっているが、本当の民間施設ということで、これは個々人の主体的な意思をもってグループをつくり、その集団

の力で共通の目的を見出して活動を続けている組織だということを書いてある。そして最後の本当の民間活動的な組織のなかでボランティア・アクションのルネッサンスが起こっている。もし未来があるとすれば、このアソシエーションのメンバーが、どれだけ社会のために生産的に働く能力があるかどうかにかかっている、というようにいい方で結んでいる。

こういう点からとらえると、民間社会事業の問題、とりわけ苦悩の問題というのは、これはとくにわが国において起こってきた問題というよりは、むしろ社会福祉事業に関する国家責任が明確にならざるをえなくなってきた時期以降、大体各国共通の傾向であるといえよう。多少それぞれの国の経済的な基盤と、それからとりわけ重要なのは、市民的自由の歴史的な伝統というものがあるかどうかという点と関係があると思われる。

以上のようにとらえて、それではそういう状況のなかでの日本の問題、日本の特質というものをどういうふうにとらえるかと考えると、これは日本の資本主義の発達過程の特質、それを反映した国家権力の特質というもののなかで、初期のころからいわば官民一体という方向のもとで、現実には民間社会事業が市民的自由に基いた民間性を発揮できる余地なく、代替的・下請的性格というものを強くもたされて今日に至っているということではないかと思う。それを媒介する日本の特殊官僚制というような性格は、今日でもある意味では残っていると思

われるわけで、そういうものとしてとらえていかなければならないと思うわけである。

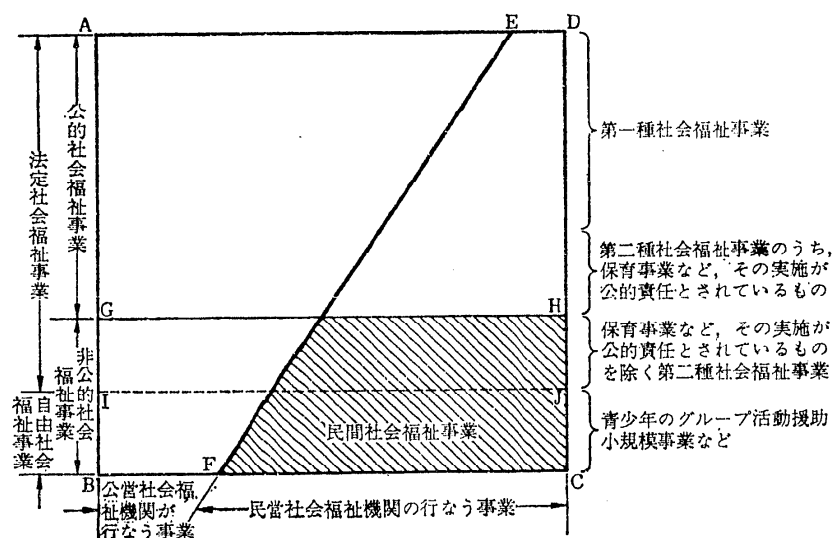
III 公・私概念の明確化

ところで、いま申したように公私問題というのは、歴史的な経過のなかでその現実があらわれてきたという、そういう問題としてとらえるとするならば、今日のこの公私問題をとらえるためには、一体なにが公であるか、私であるか、またなにをもって民間というのか、という概念整理というものを試みしてみる必要があるかと思う。とりわけさっき仲村先生がご指摘になったように、ボランティアということと、プライベートということの違い、あるいは関係等々、この一方で法定ということと公営ということの違い、および関係等々をみてみなければならないと思う。

そのような点については、すでに岡村先生の『地域福祉研究』に収録された論文で指摘をされ、後にいろいろな委員会で同じような試みがなされているようだが、最も明快なのは、東京都社会福祉協議会が行なった概念整理だと思う(図1参照)。それを概括的に説明しておきたいと思う。

まず、社会福祉事業のなかに法定社会福祉事業、法律で規制され国家責任を明確に成文化されている法定社会福祉事業と、自由社会福祉事業、これは別に法定ではないけれど、いわば社会福祉事業としての性格であらわれてきたものを区分して、その法定社会福祉事業のなかに、

図1 社会福祉事業の分類



資料 東京都社会福祉協議会資料による。

公的社会福祉事業がすでに区分され、次に非公的社会福祉事業というものを区分する。そういうようなとらえ方をしたうえで、民間社会福祉事業と、いわば民営社会福祉事業というものの区別をしていくというとらえ方である。

IV 公・私社会福祉の動向

そういうとらえ方で概念整理をするだけでなく、問題はそういうそれぞれのとらえられるグループのなかに、どういう性格の社会事業が存在するのか、あるいはどういう性格の社会福祉事業が現実に法定であり、公的社会事業として展開され、一方で自由なものとして、また非公的として存在しているのか等々が具体的に検討されなければならないと思う。そういうなかで一つのとらえ方としては、いわば自由な社会福祉事業として展開されていたもの、つまり法定でないもののなかに、本来法定にすべきものが遅れていて、その状況に対して出現してきたもの、具体的には身心障害者基本法等が制定される前の重症身心障害者施設、ダブルハンデの子供の施設というのが典型的であるし、また小規模の無認可保育所等がそこに在るわけである。それからまた一方では法定できないもの、つまりごく小規模で一時的なもの等が、そこへはいるというふうにと考えられるわけである。それらが東京都社協の委員会指摘である。

そういうふうにとらえてきて、さらに類型化を進めると、いわゆる代替型のもの、本来法定で公的社会福祉事業で当然あるべきもの、とりわけ社会福祉事業法における第一種のもものが民営でなされている。また先行型——法定でないけれども、当然制度化あるいは法定化していく必要のあるもの、そういう先行型のものと、その他のものというふうに分類できるかと思う。

そして、次に、それでは現実にどういう社会福祉事業がふえ、また公営化され、どういう点が私営化しているか、あるいは民営化しているかというふうにとらえてみる。この点に関しては「公私社会福祉施設の動向を決める条件」という鈴木五郎さんの論文のなかに、かなり具体的にとらえられているが、私なりに整理してみるとこういうことがいえるかと思う。

昭和35年、いわゆる経済成長政策が強化されたところと42年との比較で、実際に公営のものをとらえると、施設数全体が増加し、そのなかでとりわけ公営が増加したグループ、具体的には老人センターとか、隣保館とか、僻地保健福祉館あるいは補装具製作、点字図書館あるいは保育所、児童館、精薄者授産施設、あるいは救護施設

等々であって、これからとらえると、より地域福祉型施設のような性格のもの、それから現実には社会復帰可能なグループというものに傾斜して公立の増加がみられるといえる。

一方、施設が増加して、そのなかでより民営のものが増加しているグループをとらえると、これは養護老人ホーム、特別養護老人ホームあるいは有料老人ホーム、重症心身障害児の施設、宿所提供施設等々、どちらかというところ収容施設的なもの、そしてより社会復帰がきわめて困難なグループのものが増加している。そういう傾向がみられる。

V 民営施設の問題点

ここでよくいわれる民営施設への責任転嫁の問題等が考えられると思う。とりわけ代替型の問題というのは、養護施設等に典型的にあらわれてくる問題であろうかと思う。そこでの実際の問題というのはどういうことであるかというところ、当然必要であると思われる経費に対し、現実の措置費が少なく、それが現実には人件費、運営費の公私格差となってあらわれてきているという点がみられるわけである。

これが公営の場合には、国の措置費プラス地方自治体からの上乗せによってカバーされていくわけであるが、民営施設に対する地方自治体の補助というのは必ずしも十分ではない。現に東京都の場合、これは保育所であるが、社会福祉公私格差は正対策のなかで、社会福祉施設従事者への適用が、現実の公営の施設のものよりも実際には低いところで考えられているというようなところにあらわれているかと思う。そして、さらにそういう地方自治体からの補助自体が各都道府県で状況が違いがあるわけで、きわめてその差が激しいということがいえるわけである。

それから、そういうものでもなお不足する場合には、当然これは共同募金その他の利用が考えられるわけだが、現実には共同募金が常に行き渡るわけではないから、実際には寄付行為をもってこれにあてる、あるいは収益事業をもってこれにあてる、あるいは利用者負担を増やしてこれにあてるという努力がなされているわけである。実際に寄付というのは、名目的な寄付というよりは、会員制あるいはその他の協力員制等々のもので、少額寄付をなるべく数多く集めるというかたちで、それは労働者階級の上中層などの相互負担によってなされている。そういう傾向がみられるわけである。しかも、そういうものはかなり偶然性のある場合が多いわけで、そういうもの

がない場合には、これは実際に施設を利用している者、あるいは需要者にとって差別となってあらわれているのである。

とりわけ今日公営の社会福祉事業自体に対して、かなりの割合で民営のものが存在し、そして現実の措置等は実質的には強制的になされるわけであるから、いわば選択の自由が存在しえない量的な状況でなされるわけであるから、それは明らかに一つの差別になって結果するわけである。

このような点は、施設の増改築等の場合にも著しい問題がある。本来、この措置費に固定資産の償却費が加算されていないため、実際に改築する場合には新たに調達するのが通常のやり方であるが、現実にはその建築費の調達をみると、かなり差がある。たとえば3分の1は共同募金もしくは都の補助、あとの3分の1は借入金、これは10年で返済、それから残りの3分の1の半分は自己資金、あとは協賛会の寄付、もしくは古材の売上げ等々、こういうかたちでなされているものもあるし、そのうち自己資金がより多いものもあるというようなかたちで、その違いが出てきているわけである。

この問題は、今後実際にはより大きな問題になっていくと思われるが、社会事業振興会の民営施設の老朽化施設の調査をみても、養護老人ホームの民営施設のなかの4分の1というものは老朽化が著しいと思われる現状にあり、養護施設の場合にも民営のものが半数であるが、そのまた半数近くが老朽化が著しいというかたちで指摘をされている。そういう点を考えてみると、今日の民営というものに対するいわば代替型というものは、明らかに安上がり施策であり、しかも結果的に利用者、需要者にとって、それは差別を生み出してくる。そういうものとなっているということがいえると思う。

一方、先行型というのはどういう性質のものが多くかというと、たとえば保育所づくり運動のなかからあらわれた無認可小規模保育所あるいはさきほど申した重度心身障害児施設のような運動体のなかからあらわれて施設化していったものと同時に、それぞれ自由契約を中心とした、どちらかというと営業型のものとが存在していると思う。おそらく今後その条件と成立原因の分析がなされることによって、その問題、課題等が明らかになると思うが、それについては今日は省略をさせていただきたいと思う。

VI 今後の課題

いま申したような状況を前提として、それでは一体ど

ういうところに基本的な課題があるのかということであるが、第1にいえることは、さきほど指摘のあった公私問題以前の問題、あるいは公私問題に共通しての問題、つまり日本における社会福祉政策の貧困、低水準の問題であろうかと思う。具体的にとくに明らかな点を申し上げるならば、これはいわば措置費自体が劣等処遇の原則によって貫かれているという状況であって、それ以上の現実の運営は地方自治体の状況か、あるいは民営の場合には偶然的な寄付その他に依存しているという点があるわけで、この措置費の問題というのが、まず一つの大きな問題であろうかと思う。

それから福祉需要に対する量質ともに供給不足、不備の問題が、やはり前提にあるわけで、本来民営の社会事業の先駆性、実験性なるものは、さきほど指摘のナショナル・ミニマムの貫徹と同時に、福祉需要に対する最低限の公営社会事業の供給がなされて、そのうえで質的に異なるものとしての「選択」として意味があるにもかかわらず、その点においての混乱、あるいは低位というものがみられるわけである。

そういうものを実際にささえている、あるいはそういうものを促進している、いわば今日の制度上の問題として考えられるものはなにかということになってくると、いくつか考えられるわけであるが、とくに申し上げたいことは、措置を受ける権利が、実質的には、たとえば養護を必要とする児童なら児童にあるけれども、それは施設を通じてなされるというかたちで、法定施設に収容されている場合のみ実質化するという矛盾がある。

たとえば保育に欠けるという定義そのものが問題であるが、保育に欠ける児童に、本来、措置費を受ける権利があるわけだが、実際にはかつては60人以上、現在は30人以上の規模をもった法定保育所で保育がなされているときにのみ措置費がおりるという、たいへん矛盾した施設中心的な措置が実質である。

それからまた、さきほど申した福祉需要に対する社会事業そのものの量質ともに供給不足、不備の問題の一つのネックは、今日のいわば設置基準、あるいは最低基準というものが、需要者側に立ってのものというよりは、人口割でとらえられた形式的なものであるということである。そこで現実には過疎地帯における要保育児童の場合には、その人数がとうてい集まらないし、集まった場合でもかなり広い通園圏が結果として起こってくるので、実質的には保育に欠けるままそこに残されていくような状況にあるわけである。

そういう画一的な措置基準や、あるいは設置基準、あ

るいは最低基準の問題等々がさらに考えられなければならない。

そして、一方で憲法 89 条の解釈問題があることも、これは周知のとおりであろうかと思う。

以上申したようなことの改善を前提として、それでは日本で、それだけで先ほどご指摘の自由選択の民間・民営社会事業というものが可能であるかということになると、必ずしも社会福祉のなかだけの問題ではなく、一方ではやはり需要者、利用者における費用負担の困難性の問題、とりわけ生活費の問題等々が出てくる。これが社会保険、あるいは日本の低賃金その他と関係のある面であり、その点の向上が必要条件であろう。

以上いろいろ考えて、当然民営社会福祉事業というのは、一つは過渡的の段階のものであり、公営化への指向が考えられるわけだが、しかしそれでは一挙にそののみを目指せばいいかということになると、現在の体制、あるいは権力、官僚機構のもとでは、必ずしもよいとは思えない。今のままでは、公営化イコール劣等処遇原則を前提としたうえからの画一化になりやすい傾向がある。したがって共通の、さきほど申したような問題を念頭におきながら、民営施設自体の中間原則的なあり方が考えられなければならないと思う。それは具体的には運動体的な方向への脱皮、あるいは純粋運動体的な、いわばボランティア・アクションそのものとしての高揚の必要であるかと思う。

しかし、それには民営社会福祉事業自体のあり方のなかで、具体的になお考えられなければならないたくさんの諸点があるし、それからまた純粋運動体的な、いわばボランティア・アクション、住民運動、市民運動等への経過のなかでとらえられていく必要があるかと思う。だが、やはりそこにも日本的な壁が今日存在しているということを考え、前進しなければならないのではないだろうか。

大体問題点の指摘ということで時間になったので、これで終わらせていただきたいと思います。

補論 今後の民営施設自体の課題としては、ことに日本のそれが多分にいまなおもっている閉鎖的性格や、私物視的傾向の残存ということとは、まず考え直されなければならない点であろう。たとえ創立当初は、自らの私財を投じたものであったとしても、社会福祉事業そのものは公的責任をもったものであり、施設は公器であるという視点また利用者の権利性になつての運営と経営がなされてこそ要求が生じてくるし、地域住民やその他の運動との連帯が生じてくるのではないだろうか。ところが、

わが国の場合、法人化している場合においても、経営と運営の責任は実質的にはほとんど分離しておらず、理事会自体が形骸化している場合が少なくない。そのため、実際にはよほどの熟達者あるいは創造的能力所有者がいない限り、民営施設が地域に根ざし、時代をリードする運営や運動を生み出すことがきわめてむずかしくなっている。

なお、公営施設に比し、民営のその特質については、そのにない手が生涯をかけている、天職と考えているという点にあるという説がある。私は、その現実そのものに感動することはしばしばであり、尊敬の念を禁じえないが、それが特質ではないと思う。それは、そのような人が民営に多いということであって、公営にもそのような人がふえるよう、むしろ現在の官僚機構を変えることを志向すべきであろう。また、民営の社会福祉事業家に限らず、自らの仕事にたとえ報酬あるいは賃金が少なくとも、生涯をかけているものは、教育者にもいるし、労働運動家あるいは文学者などにもいる。それよりも、民営の独自性は、社会福祉における「民主的・批判的力」になることにあるといえよう。それが、今日では運動体的性格をもつこと、さらに運動体そのものであることによって可能性をもつというのが私の意見である。

また、公私問題の突破口として、専門職能化の樹立そのものを仲村先生は強調されたが、私はそれを否定しないけれども、それだけとは思わない。すでに述べたような政策面における改善がともに必要であると思う。また、そのためには、つまり現在の政策の改善あるいは形成の推進力は民主的運動である。つまり政策改善、形成は、その譲歩としてなされたとき、国民にとって実質的な意味をもつ。ことに民主的運動にささえられない政策形成が、ファシズム的傾向の強化につながる現代において、手放しの専門職能化論は危険である。私は、専門職能化が民主的に機能するためのワケ組みの内実、弾力性とそれをささえる下からの住民参加、市民参加あるいは国民参加などが同時に考えられる必要があると思う。だが、さらにそのための前提としては、国民とりわけ国民の大多数を占める労働者階級が、社会福祉を他人ごとではなく、自らの問題、権利として把握するための論理と実質的展開が、さらに浸透していくことが必要であるように思う。その一つの突破口として、民営施設の脱皮は現段階において意義深い。とりわけ民主的市民の自主運営的性格への脱皮、創造を遂げながら、その過程において民主的市民教育として、社会福祉問題の現実を民衆に啓発することなどは、重要な機能の一つであろう。

司会 いまからコメントを始めていただきますが、順序を少し変えて、いちばんはじめに阿部先生、それから

三浦先生の順にお願いしたい。

コメント

私がなにを申しても、あとのお二人の学者の先生が受け止めてくださると思うので、現業にある者として先に率直に問題を出したい。ただ私は現業を代表できるような立場にいるわけではない。おそらく現業のなかでは、少数派に属するといっているかと思う。きょうのお二人のリポーターの先生に挑戦できるような立場だと議論が非常におもしろくなるのだが、むしろ私が同感する部分が多いわけで、現業の代表的意見を述べるわけではないということ、あらかじめご了解いただきたい。

仲村先生のお話のなかに、現在、民間の特性を主張するような状況ではない、民間の大部分を占めている「委託」された部分は、民間というより公的なバリエーションではないか、そこで経済原則的な合理性というものに対して、民間がどうそれを切り返していくか、そういう論理が必要なのではないか、というお話があった。それを踏まえうえて、一番ヶ瀬先生からは、最後に公私の格差がだんだんと開いてきて、それが利用者にはね返ってきて、利用者の負担がだんだんふえてきているというお話があり、公私の概念を整理し、明確化しなければならないということをお話を聞いた。そして、仲村先生は公私に共通に要求される質の高さが問題であること、そして、職員の専門職制をもっと考えなければならないだろうといわれた。

私はそれには同感であるが、その場合、それではなぜ現在、公私の関係が明確にされないのか、明確にすることができないのかということから、やはり論じなければならないと思う。その理由の一つは、「民間」の意味が正しく把握されていない、すなわち民間性とは一体どのような性質と主張をもつものであるかが明らかにされていないからである。第2に、公私の共存を可能ならしめるための基盤というか、公私を貫いている一体感というか、共同体が十分に形成されていないということと、第3は、一番ヶ瀬先生から官民一体化ということが、下請けあるいは代替ということになるのだというお話があったが、官民協調というよりは、実は民間の行政に対する依存なのであって、行政が先導をして民間がそれに追随しているのが実態なのではなからうか。滅私奉公というように、公と私が無条件で対立概念としてとらえられて、

公私を総体的に論ずる土俵が設定されていなかったことが公私概念の不明確さに関係があるのではないか。私は、これは公の立場にも私的な立場にも、お互いに「甘え」が根底にあることを認識すべきだと思う。早くいえば、行政の権威とか、あるいは民間の自主性を確立していくために必要な深い意味での相互の信頼感と、そこから生まれる協力と批判の関係が日本の公私の間にはないのではないかと思う。

日本的な寛容ということがさきに出て、自主と自律と自制が公私ともに欠けているといわなければならない。したがって公私が正しくクロスし出会うことがない。民間社会事業は、自由企業的な形態をとっている。極端に言えば、好きな人間が好きなときに、好きな場所で仕事ができるというかたちで、その立場はあくまでも個別資本的な立場に立って、そのワクから出ることができない。したがって、いまの民間社会事業には、総資本的な視点が明らかに欠落していると思う。総資本的視点と個別資本的立場との間における関連性がないということが、今日の問題であると私は理解をしている。

ここからいくつかの課題が提起される。私は明らかに民間社会事業の自由企業的な形態の時代は終わらなければならないというふうに考えている。施設の絶対数が足りないという現在の状況を背景として、環境整備に狂奔し、しかもそれがあまり計画的になされていないというのが実情だろうと思う。しかし今日の時代においては、社会計画のもとで、公と私が無条件かつ有機的な活用、動員が考えられなければならないところにきているのではないかと判断をするわけである。

たとえば、さきほどお話のあった特別養護老人ホームの問題を取り上げてみると、42万人寝たきり老人に対して、現在110施設の定員総数がたしか7,800名ぐらしかと記憶するが、特養をつくるのに、設備投資に1人当たり大体250万円、土地代を評価すると1人当たり300万円かかる。そして、その一人の老人のコストが年間60万円ぐらйдらうと私は踏んでいる。施設の耐用年数が30年と仮定すると、設備投資に要する費用は相対的に低くなるが、30年間に消費する資金の総額は、100人定員の特養施設で約30億円となる。その大部分は措置費で支

阿部 志郎